

平成29年度第9回教育委員会定例会会議録

1. 日時 平成29年12月22日 午後3時27分

2. 場所 矢巾町役場2-2会議室

3. 出席委員

| | |
|----------|-------|
| 教育長 | 和田修 |
| 教育長職務代理者 | 関村昭子 |
| 委員 | 大坊一男 |
| 委員 | 掛川はるな |
| 委員 | 齊藤学 |

4. 説明のために出席した職員

| | |
|---------|-------|
| 学務課長 | 村松康志 |
| 社会教育課長 | 野中伸悦 |
| 共同調理場所長 | 佐々木忠道 |
| 学務課長補佐 | 田村琢也 |

5. 開会

午後3時27分、平成29年度第9回教育委員会定例会を開催する旨を宣した。

6. 委員点呼

委員全員の出席を確認し、会議が成立する旨述べた。

7. 会期の決定

12月22日の一日と決定する。

8. 報告

○教育長

それでは4. 報告に入ります。報告第15号「平成29年度矢巾町一般会計補正予算第8号（教育委員会関係）について」、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき朗読し説明する。

○教育長

報告第15号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

○関村職務代理者

直接は関係ありませんが、準要保護の子どもたち、今回は入学前にということで来年度入る子どもたちの分というわけですね。入学用品ということは。

○学務課長

そうです。中学校、小学校です。

○関村職務代理者

就学援助の子たちは増えつつあるのですか。例年と比べて、そうではないですか。

○学務課長

就学援助の子どもたちはまず横ばいで行っています。

○関村職務代理者

だいたい何人くらいですか。

○学務課長

約 150 人くらいです。

○関村職務代理者

全部の学校を合わせてですね。

○教育長

ほかに何かございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告第 16 号「矢巾町教育委員会の活動について」、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙に基づき朗読する。

○教育長

報告第 16 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

9. 議事

○教育長

それでは、5. 議事について本日はございません。

10. その他

○教育長

6. その他に入ります。報告(1)平成 29 年度矢巾町一般会計補正予算第 8 号(教育委員会関係)について、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき説明する。

○齊藤委員

今日の岩手日報の風土計の中で、知的障害の子どもについてコラムが載っておりました。共生社会でこれからは要するに健常者も障害者も一緒に助け合いながら生活するということで、いろいろ載っておりますけれども去年の 9 月に施行された障害者差別解消法、これは去年出来ておりますが、これを政府としては浸透するようにと言うことでオリンピックも控えてきているので推進すると、タイムリーな記事かと思いました。特別支援教育についてということで、確認の意味というか理解を深める質問というか。タイプ的に見た場合、子どもは等しく教育を受ける権利がある、これは憲法で保障されておりまし、教育基本法でもうたってあります。特別支援を受けなければならぬ子どもたちというのは周囲の人たちが守ってあげなければならない。必要最小限のことあります。具体的には健常者と共に生きることができる基本的な義務教育を施さなければならぬということになってくると思います。発達障がいで LD

や ADHD などいろいろ今増えていると思いますが、子どもの割合の 6.5%が発達障がいを含めた支援を必要とすると言われております。40 人の学級だと 2、3 人いるような割合になっております。矢巾町はこの間の議会の資料を見るとクラスが 15 クラスあって 41 人対象者がいるということで、2 クラス増としているということですか。医大にも特別支援の学校があるし、療育センターがこの度来ると。矢巾町の現状を見る中にあって、教師側の研修体系、資格がある人たちの人数がそろっているのかということと、もし人数が足りてないのであれば、教育コーディネーターという制度があるのであればどのような活用方法があるのか。無資格の状況で指導することが果たしていいのか、教育したことによる情報共有、教師の方々とどのように情報共有しているのかというところをお聞きしたいです。

○学務課長

特別支援教育につきましてですが、県費負担の特別支援教育の先生は矢巾北中学校に 1 名配置していただいております。そのほかの 5 校につきましては、町費で特別支援教育支援員という方々を公募で募集しております。大抵先生の資格をお持ちの方々ですが、その方々を各校に配置して個別の支援が必要な方々の手伝いをしていただいている状況がここ数年来続いております。情報共有につきましても、各校の養護教諭の先生や幹部の方々と共有しているところでございまして、続けていきたいと思っておりますし人数も増えてきておりますので増員も視野に入れていきたいと考えているところでございます。

○齊藤委員

情報共有というのは、一般の先生が研修会を受けて持ち帰って他の先生に教える、専門的な知識がないとなかなか難しいと思います。普通の子どもを教えるのとはちょっと違う、特殊な教育というのはコツがあると思います。一過性の知識では難しいのではないかと。大学でどこまで特殊教育支援の方々の教育に力を入れてきているのか疑問なところはあります。

○教育長

今事務局から説明はありましたけれども、各学校の特別支援学級の担任、免許を持っている者が全ての学級にいるかというと、それはなかなか難しい状況です。そのため研修会を開いたりセミナー等に行って学んで来たり、やはり経験則が重要になってくるので免許が有る無しよりも経験をということで学校の中では教え合うあるいは地域の中で教え合う、そういうことを進めております。それから地域コーディネーターということで教育事務所に特別支援教育コーディネーターがおります。この方に必ず年 1 回学校に来ていただいて研修会を開いております。特別支援教育について色々なパターンがあります、学校からの要望があります。保護者への対応についてという題であったり、あるいは ADHD に特化しての学習会であったりと様々な題に基づいて年 1 回行うということにしておりますので、学校によっては 2 回 3 回やっているところもあります。このような形で勉強しあわせに知識を共有するという場面もあります。

○齊藤委員

大学の教員養成課程がありますよね、特別支援の教育のための学科があると思いま

すが、例えば小学校教員養成課程の子たちも受けることはできるのですか。

○教育長

できます。ただ単位を取らなければならないのでその分大変になりますがそれで持っている教員もあります。

○齊藤委員

一般の教師でも専門的な知識を持っている方もいらっしゃるということですか。

○教育長

特別支援学級の担任ではなく普通学級の担任が特別支援の免許を持っている場合もあります。

○齊藤委員

もう1つ、通級指導教室とありますが、これは実際に行われているのですか。

○学務課長

通級指導ということで、特別支援学級に最初入級した場合でも支援員の皆様あるいは担任の先生からの教育、手厚い支援を受けることによって症状が緩和し通級に結びつくこともあります。それを目指して頑張っているところでございます。

○教育長

通級については学校、例えば聞こえの場合だと不動小学校にあって全部の小学校から通級がありますし、校内での通級もあります。今回の定例会の中で特別支援の必要な子どもたちということで話がありましたが、こういう表現をさせていただきました。発達障がいというのは発達に偏りのある子どもたちだという説明をさせていただきました。発達障がいではなく発達に偏りのある、背の高い子がいる、足の遅い子がいる、それと同じようにそれぞれの発達に偏りがあるだけですと。その偏りをどういうふうにみんなが理解しどういう方法で少しでもいい方向へ持っていくためにどうしたらいいのか。足の遅い子をどうやったら少しでも速くすることができるのか、それは周りの理解と努力があります。あるいはどのような方法があるかみんなで話し合うことがいわゆる特別支援教育ですよということで説明をさせていただきました。各学校にも同じような形で私は説明をしております。そういう理解を基にみんなでやっていきましょうとお話をさせていただきました。

○大坊委員

質問を見たときに、形式論になるかもしれません、非常に乱暴な質問だと感じました。こういった類の質問をするときには質問の意図、つまりどうしてこのような質問をするのか理由なり背景なりの説明があつてしかるべきだと思います。その上でこの点がわからないから質問をするのだということであればわかりやすいと思います。議会の質問なので、我々教育委員に対して直接質問されたということではないですが、質問通告書を読む限りでは教育委員はどう考えているのかと、我々委員も間接的には質問されているのだろうと思い、意図の説明が省かれている質問だったので、この質問には違和感があったという意見です。再質問の中で理由説明があったので、そこで初めてそういうことかと。要するに今までの教育委員会での教育委員の発言を聞いていたりでは、現在の教育委員の中には特別支援教育、特別支援学級に関して熱心に取り組んでくれる委員はいないようだと、そういった推測を改めて確認するために今

回質問したのだというようなことが述べられているので、それが質問の意図であると理解しました。議会の関係の方々はこのような質問の形式というのは慣れているので何とも思わないかもしれません、私は相手に質問するときはそれなりの説明があつてしかるべきだと思います。肝心の特別支援教育についての認識あるいは考え方ということですが、これについて和田教育長から議会での答弁があり、このような認識を持っているし、このように考えていると説明されています。しかし、質問者の結論としてはその程度の認識と考え方では不十分なので、特別支援教育の専門家のような方から話を聞くなどしてもっと勉強してほしいということだと私は理解しました。その通りかもしれません、ただ私は教育や教育問題についてのスペシャリストとして教育委員に任命されているわけではありません。教職の経験も全くありませんし、特別支援についての深い理解もあるわけでもありません。いわゆる教育に関しては素人です。ただ素人ながらにもその専門の方とは異なる視点で何らかの意見なり考え方なりあるいは知恵を出せるのではないかと考えております。それが私の教育委員としての責務であると認識しております。

それ以上に勉強をという非常にありがたい話ではありますがどこまで勉強すればいいのかわかりません。ただ私も素人だからそれ以上何もしないという考えでは全くなく、関連する図書、資料をあちこちから探したり教育に関する内容の新聞記事があれば目を通したり、そういう形で我々もできる範囲で勉強しているつもりです。それ以上を求めるということであれば、私は教育委員としての責務は全うできない、ということがこの質問を通して感じたところです。

○教育長

大坊委員の意見ということで、事務局から何かありますか。

○学務課長

前段で、説明がないのではないかということでありましたが、通告書に関しましては聞きたいことのエッセンスのみをまとめて書いてあります。実際の質問の場に立った時各議員さんは、こういうふうな状況で私はこう思うのだがということを口頭で述べてから質問に入っていただきますので、ここには載っておりませんけれども前段でご自身の考えは述べてから質問をしていただいているところでございます。

○教育長

事務局からの補足でしたが、お話がありました教育委員としての在り方ということですけれども、教育委員というのはいろいろな観点でそれぞれの分野で教育について考えていく。教育というのはどうしても1つのところに偏りがちなものです。学校という閉鎖されたところで行われる、それではだめだということになってきていて、いろいろな観点から教育を考えてもらいたい、その中の一つがPTA代表だったり地域の方だったり農業をやっている方だったりいろいろな経験をお持ちの方々にやっていただくということがこの教育委員の制度でございますので、その中でみんなでこうすることについてはみんなで勉強しましょう、こういうことについてはみんなで考えなければならないですねということは、機会あることにこちらから提示をしていることが教育委員会議だと思っていますのでよろしくお願ひいたします。

○大坊委員

受付順 5 番の音楽のまち宣言後における事業展開ということが議会で質問されているわけですけれども、音楽のまち宣言するということについては議会でも承認されていることだと思いますが、その時点でただ音楽のまち宣言をしてそれで終わりということではなくある程度の宣言の後の事業展開については2つや3つくらいはあったのではないかと思いますが、ここで白紙状態だったものを今後どうするのですかというような質問の内容に見えるのですがどうでしょうか。

○社会教育課長

質問者の趣旨が今後どのようなことを具体的にやっていくのかという内容だと思っておりまして、宣言の時は具体的なところまでというよりも町として音楽に親しむ、町民全員が音楽に親しみながら町中に音楽が流れるようなという趣旨で音楽のまち宣言をしたところです。実際どういった内容でという質問かと思っておりました。具体的なところまでは宣言の時は話をしていなくて、今回の質問の答弁として3つの柱ということでコンサートを開いたり、町中で親しみやすいことをやったり、芸術祭で発表の場を設けたりという形で考えておりますということでございます。宣言の時は具体的なところまでは話をしていなかったのでこの質問があったと思います。

○教育長

それでは足りないということで、さらに考えなければならないということですね。

○大坊委員

概要があっても内容についてはそのあと考えるというのは本末転倒のところがあるのかなと感じました。

○教育長

報告（1）について、ほかに何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告（2）町内小中学校における事故・問題行動等の発生状況について、事務局より説明をお願いします。

○学務課長

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

報告（2）について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

これは3カ月くらい前に訂正をさせていただいたところだったのですが、そのままになっているところがございまして47ページの4 いじめ事案認知及び解消件数並びに関係児童生徒一覧の平成28年度、29年度と網掛けになっておりますが、これは左側が平成27年度の数字です。右側が平成28年度、さらに右側の月ごとが平成29年度です。前以前のデータをそのまま使っているようなので、大変申し訳ありません。

○齊藤委員

調査の仕方が去年一昨年と比べていじめの概念がふざけ合いすることもいじめの中に入れているわけですよね。件数が増えている、やはり解消、究極的には0にならなければいけないと思うのですが、個別に1件1件対応していくかなければならな

いのですか。抜本的になくするためにこういうことが絶対的に必要だということは何かないのでしょうか。道徳教育を新学習指導要領でやることによってうまく利用して何かやるというような、指針などは。ただただ増えていく一方だと思うのですが。

○教育長

増えているということが逆に見逃しをしていないということにつながるので、まずはいじめ0というよりは見逃しを0にする、教職員の目が行き届くということです。1つ1つにあたることによって子どもたちに道徳教育なのです。こういったことは相手に対してどういうふうなことになるのか、相手はどのように思うのがということを説明することによって、そして仲間で話し合うことによってそれが無くなっていく、無くなって欲しいということで指導していく。あとはアンケートをすることによって担任との信頼関係が築いていかれます。生徒指導の問題というのは、担任との信頼関係が一番大切です、何かあった時にそれを教えてくれるということを普段からやっていくことが非常に大事なので、そういう意味でのアンケートを取り組んでいます。齊藤委員さんがおっしゃったとおり、いじめの概念がからかいもいじめに入りましたので、非常に多くなっていることは確かです。

○齊藤委員

概念の考え方を変えたというのは、全国的にですか。

○教育長

そうです。文科省からの通達です。その境目がわからないのです、だったら全部入れてそこから考えようということになりました。ちょっとかいやからかいもです。

○教育長

報告（2）について、ほかに何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告（3）社会教育課関係事業について、事務局より説明をお願いします。

○社会教育課長

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

報告（3）について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告（4）学校給食共同調理場運営状況について、事務局より説明をお願いします。

○共同調理場所長

別紙資料に基づき説明する。

○掛川委員

意見ですが、先日矢巾北中のPTA紙を見て、そちらに共同調理場の取材をしていたのが載っておりまして、とてもよかったです。あれで父兄さんも知らないことが多

かったと思いますので、これで311円ということも矢巾に住んでいて子育てしていく、盛岡は給食がないということを見ると非常にありがたいことだと感じました。取材の要請が来たからですか。

○共同調理場所長

そうです。PTAの広報部の方から要請をいただきまして。

○掛川委員

これからも知れ渡ったほうがいいと思いました。

あと最近知ったのですが、マックスバリューに献立表を置いていらっしゃると、あれは希望があったからですか。

○共同調理場所長

皆さんにお知らせする部分が弱くて大変申し訳ございません。役場の産業振興課の方で商業との関わりを担当しているわけですけれども、そちらの方でマックスバリューさんからせっかくなのであれば保護者さんには全員献立表は行っているわけですけれども、買い物の現場に献立表があったほうが今晚のおかずの計画を立てるなどお母さん方の手助けになればということでマックスバリューさんの方から産業振興課に申出をいただきまして、その中で秋くらいからの取組ということで置かせていただいております。

○教育長

主婦にとってはありがたいと思います。

マックスバリュー以外は考えていないのか。要望がなければ考えないのか。

○共同調理場所長

そのところPTAの皆さんには献立表に合わせてこそやかという部分で食育の関連部分のチラシを配布させていただいておりますが、PRべたでその通りだと思いますので、産業振興課と歩調を合わせながら検討させていただければと思います。

○教育長

色々なところで目にふれていいなと思うので、例えばやはパークに置くだとか、そういうところで何かの機会に目に届く、見ることができるといいのではなかかと思いますのでそういったことも含めて検討してください。

○齊藤委員

今日の朝日新聞に給食で命を落とした、アレルギーの話です。乳製品にアレルギー持っている子どもがチヂミにチーズが入っていたことが原因でショックを受けて亡くなったということが5年前にあったようです。これを基にして学校と医者でホットラインを作つて、そういう状況になった際にすぐ電話して指示を仰ぐ。5年前にアレルギーで亡くなった子どもは30分以内に処置をしたそうですが間に合わなかったと。緊急のためにホットラインを医者とネットワークで作つて、東京の調布市というところですが、そういうのもいいのではないかと思います。すぐには実行できないとは思いますが。

○教育長

いろいろな事例があると思いますので、所長はどうですか、対応を含めて。

○共同調理場所長

矢巾町内の小中学生でも約 120 名がアレルギーの対応をさせていただいている、現在でも学校を通じながらアレルギーの聞き取り調査等々させていただいているところでございます。その中でも私どもができることが表示義務の 7 品目については除去食の対応、それ以外については代替でおうちから持ってきてくださいであったりまたたく除去という形の対応を取らせていただいております。事故にならないようにとの体制ですが、養護教諭が各学校におりますので、連携を図りながらまた担任は必ず配食には立ち合いを行いながら、こちらでも除去食を行いますが、いざ学級に行って間違って盛られてもどうしようもありませんので各学級には担任の立会いの下、それぞれ給食当番が入れ物も違うものを用意しておりますので、このようなチェック体制を取っておりますし、万が一あってはならないことですが、アレルギーに対する緊急処置であるエピペン、各学校の先生方はそれぞれ研修を受けておりまして、いざという時には備えておりますしそれでもというときのための緊急体制を医師との部分も今後連携を強めていかなければならぬと思いました。

○教育長

できることをまずやっているということですね。そのためにも情報共有、家庭との。

○共同調理場所長

医師の診断というのがやはり重要です、保護者の中には家では大丈夫だけれどもというところもありますが、医師の診断に基づいてということが間違いないと思います。例とすると、家では牛乳飲んでも大丈夫という子もいました。ただ学校に行って牛乳飲んで運動したらおかしくなったということもあるようですので、医師の診断書を基にあとは親との面談を密にしながら取組をさせていただければと思います。

○教育長

報告（4）について、ほかに何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、行事予定について、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき説明する。

○関村職務代理者

教育研究所の研究発表会が冬休み中にあるはずですが。

○教育長

1月 10 日ですね、矢巾中学校で午後 1 時半だったと思います。今年度から矢巾町、紫波町合同でというのは 5 月にやりましたのでそれぞれの町でやるので今回は矢巾町のみとなります。

○齊藤委員

12 月 25 日の総合教育会議のテーマは。

○学務課長補佐

次の連絡協議会で説明しようと思っていたのですが、テーマは放課後子ども総合プランを予定しております。今お手元の封筒の中に開催通知は入っておりますので、参

考資料等ございますので目を通させていただいて 25 日当日資料を持ってきていただければと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

○教育長

ほかにその他ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

それでは、以上をもって本日の会議を終了いたします。

(午後 4 時 49 分)

以上、会議の大要を記録しここに署名する。

平成 30 年 2 月 6 日

矢巾町教育委員会

教育長

和田 275

教育長職務代理者

関村 昭子

委 員

大庭 一男

委 員

掛川 はるな

委 員

齊藤 学